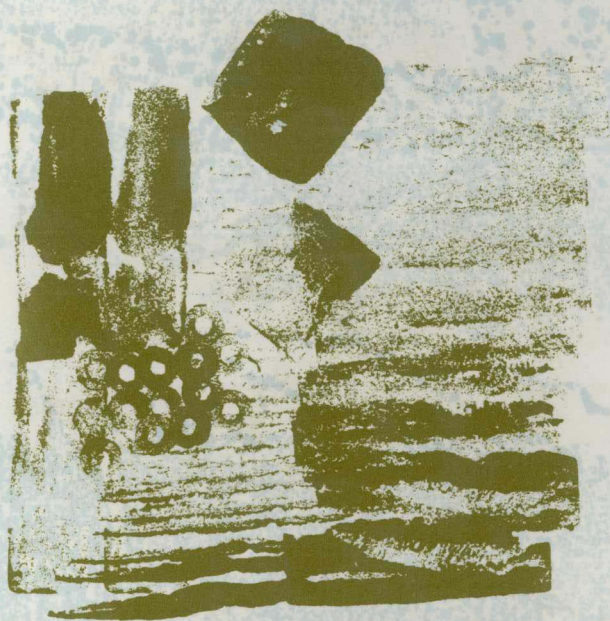


現代の中小商業問題

糸園辰雄著



ミネルヴァ書房

現代の中小商業問題

糸園 辰雄 著



ミネルヴァ書房

[著者紹介]

糸 園 辰 雄 (いとぞの・たつお)

1918年 大分県中津市に生れる
1942年 東京大学経済学部卒業
日本銀行, アキレス, 糸園株式会社
1963年 八幡大学講師
現 在 西南学院大学商学部教授, 経済学博士
担 当 商学総論, 中小企業論
著 書 『日本中小商業の構造』1975年, ミネルヴァ書房
『日本の社外工制度』1978年, ミネルヴァ書房
『現代商業の理論と政策』(共著), 1979年, 同文館
現住所 福岡市中央区浄水通8-10-508

現代の中小商業問題

1983年7月2日 第1版第1刷発行

<検印廃止>

定価はカバーに
表示しています

著 者	糸 園 辰 雄
発 行 者	杉 田 信 夫
印 刷 者	林 初 彦

発 行 所	株 式 会 社	ミネルヴァ書房
607 京都市山科区日ノ岡堤谷町1 電話京都(075)581-5191番(代表) 振替口座・京都2-8076番		

©糸園辰雄 1983

太平洋・新生製本

3034-51316-8028

Printed in Japan

まえがき

1970年代のヨーロッパで大型店の規制があいついで始められたことは、わが国に紹介され広く知られております。「営業の自由」は、独禁法などで制限されてはいますが、なにしろ市民革命が保障した基本的人権の一つであるのに、敢えてこれを侵した規制が国民に容認されるのは、一体どういうわけであろうか、どのような経過をへて規制にいたったのであろうか——これを解くことが、私にとって最初の宿題でした。

幸いにも1980年の夏、勤務している西南学院大学から3カ月の在外研究の機会と援助が与えられ、大型店の規制を行なっているフランス、西ドイツ、イタリアなどと、直接的な規制をしていないイギリスを訪ね、小売商業の実態に触れ、所管省の責任者に会い、必要な資料を集めることができました。もちろん、時間的にも制約があり、能力も不十分、加えて「通弁外語」を軽んずる旧制高校の悪い伝統をうけついだ語学力の不足のため成果をあげたとはいえませんが、それでも70年代のハイパーマーケット、スーパーストアの急成長、その圧迫による中小商業、なかでも食料品業種の零細商店のドラスティックな減少がよくわかりました。

社会保障制度の発達したイギリスを除き、大陸諸国で70年代に大型店の規制が始められたのは、まさにこの状態を受けてとられた措置でした。

残念ながらアメリカの小売商業については研究の機会も時間もなく、資料として活用はできませんが、それでも食料品、生活必需品小売業の衰退は明らかです。このような欧米小売商業の大きな変動と較べてみると、わが国小売商業の構造はきわめて変化が少ない点でまことに対照的であると申せます。これは数が圧倒的に多い、わが国の中小零細小売商業の根強い存続によるものです。そうなると、大型店の発達が、ヨーロッパ大陸諸国よりもはるかに進んでいるわが国で、中小商業がどのようにその経営を維持しているかを明らかにすることが、次の私の課題となりました。

1982年(昭和57年)の商業統計調査では、前回の79年調査よりも食料品小売業の店舗数が1.3%減、また業種別の(産業分類小・細分類)には24業種が店舗数を減少させましたが、その半ば以上の13業種が食料品業種であることから、だんだん欧米小売商業の姿に近づいてゆく兆が見えたと言えます。しかし零細な常時従業員1～2人の層でさえ商店数と従業者数のいずれをも増加させている状況は、ヨーロッパの小売業とはきわめて対照的です。

飲食料品小売業をふくむ中小小売業の根強い存続を主としてヨーロッパの小売業と対比しつつ、さまざまな角度から検討し、現代のわが国の中小商業問題の解明を試みてみました。

本書はその試みの跡であり、努力の爪あとです。不充分さをよく承知しつつ、本書を公にするのは今、中小商業政策ひろく商業政策が一つの曲り角にさしかかっており、中小商業問題もまた再検討の要が感じられているからです。こういう時期であるから、中小商業の研究者の1人として、きわめて不十分なものであってもこれを刊行して、中小商業問題の解明と商業政策の構築に、いささかでも寄与できればという願いが一きわ切実になります。また長い間、祖業の卸売商の代表者として経営再建の苦闘を経験し、その間に知りえた中小業者の苦渋を見過して、そのままにしておけない気持にかられもします。

さらに中小小売業の底辺に堆積している貧困層は、いわゆる「不安定就業層」と呼ばれる階層と地下茎でつながっているものと考えられますが、その解明はこれからの課題で、果されておりません。

こういう点からも、本書は不備のままの公刊となりましたが、内容の乏しさとは裏腹に、たくさんの方々のお力添えがあって出来上ったことを、ぜひとも記しておかねばなりません。

ヨーロッパでの研究を許し援助して頂いた西南学院大学、そこでの先輩・同僚、各国に駐在する大使館に私への援助を指示して下さった大来外務大臣、薦田秘書官(いづれも当時)、これを受け各国主務官庁の部課長との会談を設営して頂いた大野、野崎、大寺、長田、大来各参事官、とりわけ長田参事官は会談に同席して頂き見学の案内の労までとって下さいました。通産省の佐伯大規模小売店舗審議官にもお世話を頂き、またヨーロッパ各地の支店長にご紹介下さっ

た安東東京銀行元常務、ジェトロの協力をえられるよう宮本ミラノ所長に紹介して頂いた日本貿易会大木常務理事、大事な会談の通訳をお世話下さった福岡と各地のジェトロ事務所の方々、フランス大使館の草場さん、現地でお世話になった九州大学の福留さん、西日本新聞社の多田さんには大変なお手間を煩わしました。さらにイタリアについては三浦京都産業大学教授、フランスについては福岡大学の白石さんに、それぞれ懇切な御教示を頂いたことも忘れることができません。このように多くの方々の御援助やお世話を頂いて本書はようやく完成できたもので、お受けした御好意にたいし心からお礼を申し上げたいと存じます。内容の拙なさや誤りは、もちろん私の責任であることは言うまでもありません。

研究者の道を歩みはじめた1963年から20年、今年65歳という区切りの時点にこの本が陽の目を見ることになったのは、ミネルヴァ書房杉田社長の御厚情によるものであり、万般のお世話を頂いた同社高橋氏とともに深く感謝申し上げます。最後に不注意な私をカバーして校正を共にしてくれた院生の三好君に謝意を表して終りたいと思います。

本書は西南学院大学『商学論集』に掲載した論文が中心で、第1章（第27巻第4号）、第2章（第28巻第1号）、第3章（同第3号）、第6章（第26巻第1号）、第7章（第29巻3・4号）、第9章（第30巻第1号）がそれで、第5章は大阪経済大学『中小企業季報』1981年、No4への掲載論文です。また、第4章、第8章は本書のために新しく書いたものです。それぞれ一つの論文として書いたため多少の重複がある点は御宥恕を願いたいと思います。

1983年5月25日

糸 園 辰 雄

目 次

まえがき

第1部 ヨーロッパ各国の中小商業問題

第1章 フランスの商業政策

——ロワイエ法を中心に——

第1節	はじめに	2
第2節	ロワイエ法の小売商業調整制度としての側面（Ⅰ）	4
第3節	ロワイエ法の小売商業調整制度としての側面（Ⅱ）	9
第4節	ロワイエ法制定の経緯	11
第5節	ロワイエ法の他の側面	22
第6節	おわりに	26

第2章 西ドイツの大規模小売店舗規制

第1節	はじめに	31
第2節	小売商業構造の変化の原因	38
第3節	中小零細商店の脱落	42
第4節	大規模小売店の納入業者圧迫	46
第5節	大規模小売店舗の規制	49
第6節	おわりに	53

第3章 イタリアの小売商業調整制度

——商業基本法（1971年）を中心に——

第1節	はじめに	57
第2節	商業基本法の登場とその役割	60
第3節	商業基本法後のイタリア小売商業構造の変化	65

第4節	おわりに	76
第4章 イギリス小売商業構造変動と社会保障		
第1節	はじめに	82
第2節	小売商業構造の変動	83
第3節	大型店の急成長と中小小売商激減の原因	88
第4節	中小・零細商の行方	91
第5節	おわりに	96

第2部 日本の中小商業問題

第5章 大型店問題（中小企業問題）

第1節	はじめに	100
第2節	中小商業問題の深刻化と消費者意識の変化	101
第3節	大型店出店凍結宣言と商業アセスメント	105
第4節	公正取引委員会による大型店の合併規制	108
第5節	おわりに	109

第6章 地方中小零細商業の現状

第1節	はじめに	113
第2節	地方中小零細商業の実状	116
第3節	中小零細店主の営業継続の願望	124
第4節	「店からの収入」以外の収入	127
第5節	「店以外からの収入」に依存している店	131
第6節	おわりに	136

第7章 わが国中小商業の特質

第1節	はじめに	139
第2節	わが国小売商業構造の推移	142
第3節	中小零細小売商の存続理由（1）	148

第4節	中小零細小売商の存続理由（2）	155
第5節	おわりに	162
 第8章 中小商業政策の二つの基軸		
第1節	はじめに	165
第2節	中小商業の不利の是正と近代化政策	171
第3節	中小商業政策の二つの基軸	175
第4節	おわりに	179
 第9章 中小商業問題の再検討		
第1節	はじめに	184
第2節	ボランタリー・チェーンの発展	185
第3節	法による免許（許可）を必要とする小売業	190
第4節	流通系列化と中小商業	195
第5節	おわりに	204

第 1 部

ヨーロッパ各国の中小商業問題

第1章 フランスの商業政策

——ロワイエ法を中心に——

第1節 はじめに

小売商業調整制度、やや広く中小商業政策を国際的に比較し検討するために、まずフランスのロワイエ法（Loi Royer）を取り上げて、その果している役割を明らかにするのが本章の目的である。

フランスの小売業の実態はわが国に類似していると言われているが、これについて鶴田俊正教授は、わが国とフランスの小売業の類似点として次の3点を挙げておられる。

(i) 規模の小さい中小小売商が小売業のなかで圧倒的に大きい比重を占めていること。

(ii) 人口数に対して両国とも店舗数が多いこと。

人口1000人当りフランス10.6店舗(1975年)、日本14.3店舗(1976年)。

(iii) 小売業の競争がきわめてはげしいこと。

小売業の零細性・過多性を背景として大型店と中小小売商との「過当競争」が進行していること⁽¹⁾。

また田島義博教授は、小売商業政策のうえで、大企業と中小企業間の競争に対して何らかの競争管理政策をもって臨んでいる点で、わが国とフランスの類似性を指摘されている⁽²⁾。そして、小売商業の競争を管理する目的で大規模小売業あるいは大規模小売店舗の参入規制を行なっているグループに、わが国、フランス、イタリアがあるとされる⁽³⁾。

鶴田教授の指摘される小売商業構造ならびにそこから来る小売商業競争の類似性、田島教授の言われる国家が大規模小売業もしくは大規模小売店舗の参入規制を行なっている小売商業の競争管理政策の類似性が、わが国とフランスの

小売商業の間に存在していることは確かな事実である。

他面、小売商業は生産と消費によって規定されているので、わが国とフランスの消費財生産における多くの相違点、国民の経過して来た社会的・経済的・文化的な歴史の異なることから生れる消費のあり方に違いがあり、これを反映して現実の小売商業構造に差異があることもまた当然である。フランスにおける非定着商業の数と売上高における大きな比重(1975年4万6000店、小売店総数56万8000店に対し8%を、売上高シェアでは4.4%を占めている⁽⁴⁾。大陸諸国一般に非定着商業の比重が高いのであるが)は、わが国には見られないところである。

しかし本章では小売商業構造の異同を論ずることが目的ではない。むしろその類似性のうえに類似の商業・中小商業政策が採用されており、その類似の政策の大枠のなかでの中小商業政策とりわけ競争管理・大規模店の参入規制政策を比較・検討することが、冒頭に記したように本章の目的である。

フランスには、中小商業政策として大規模店の参入に許可制という厳しい小売商業調整制度を含む総合的な「商業・手工業基本法」(La Loi D'Orientation du Commerce et L'Artisanat, 1973年12月27日制定)がある。制定時の商業・手工業大臣 J.ロワイエ氏(Jean Royer)の名をとり、ロワイエ法と通称されるこの法は、次のようにきわめて総合的・体系的に構成されている⁽⁵⁾。

第1編 政策原理

第1章 経済政策および職業訓練

第2章 租税政策

第3章 社会保障規定

第2編 社会保障規定

第1章 補償の特別給付金

第2章 疾病・出産保険

第3章 老齡年金

第4章 家族手当

第3編 経済的規定

第1部 ヨーロッパ各国の中小商業問題

第1章 商工会議所および手工業會議所の役割に関する規定

第2章 商業施設および商業都市計画

第3章 競争条件の改善

第4章 企業の整備および近代化

第4編 職業教育および職業訓練

第5編 雑則

したがって本章では、ロワイエ法を中心においてフランスの中小商業政策を研究し、必要に応じてフランス小売商業構造の特徴を明らかにしようとする。

第2節 ロワイエ法の小売商業調整制度としての側面（I）

ロワイエ法の構成は、さきに編と章を記したように総合的・体系的である。

これらロワイエ法の小売商業調整制度としての側面以外の部分に関しては後にまとめて第5節で述べることとし、当面、同法の大規模小売業の参入ならびに活動の規制を明らかにするため、第3編「経済的規定」第1章第25条以下第2章第36条までについて解明しよう。

（1）商工会議所と手工業會議所の役割

両會議所は、市街地整備計画、都市計画、農村整備計画の作成に加わることが定められている（同法第25条）。

大規模店舗の建設もしくは増設計画の許可権は県の商業都市計画委員会に委ねられているが、この委員会が審議し、最終的に判断する基礎となる市街地整備計画、都市計画、農村整備計画の年次報告は、商工会議所、手工業會議所が参画して作成したものである。

年次報告は、「予測的に、さまざまな商業設備および手工業設備の優先的配置地域の規模および位置を決定する」（第25条）としており、これを受けて、県の商業都市計画委員会は、後に述べる基本原理に従いつつ大規模店舗の建設、増設計画に対して許可すべきか否かを、「商業および手工業の構造状況、当該県および農村の中期および長期の活動方針ならびに、さまざまな商業形態の間の望

ましい均衡を考慮して、判定せねばならない」(第28条)とされている。

さらに商工会議所は、許可権をもつ商業都市計画委員会の委員のうち商業関係委員を選定するという重要な役割を持つ。

(2) 大規模小売店舗の規制基準(第29条)

商業都市計画委員会の許可を要する店舗建設計画の基準は、以下の通りである。

- (i) 内部床面積が3000 m²以上、または売場面積が1500 m²以上(4万人以下の人口の地域では2000 m², 1000 m²以上)の店舗建設計画。
- (ii) 上記面積に達している店舗の拡張または商業施設の売場面積の増加。または(i)に定める面積を超えると否とを問わず、売場面積を200 m²を超えて拡張する場合にはその拡張計画。
- (iii) 内部床面積または売場面積が、(i)の規定の面積以上を有する小売商業施設の改築計画。

(3) 商業都市計画委員会の役割と構成

この委員会は、上記第29条によって提出される許可申請に対して決定を下す(第28条)。この委員会は票決に加わらない知事が主宰し、次の20名の委員で構成されている。その内訳は、次のとおりである⁽⁶⁾。

- (i) 当該地域の市町村の長を含む地域代表……………9名
- (ii) 県商工会議所またはその他の商工団体の任命する者……………9名
 - 百貨店とバラエティストア代表 (1名)
 - チェーンストアまたは消費者協同組合代表 (1名)
 - 非居住の商店主代表とフランチャイズチェーン代表を含む自営中小商業代表 (6名)
 - 各種商工業組合連合会に任命された商工業組合代表 (1名)
- (iii) 県知事により選ばれた消費者団体代表……………2名

この20名の常任委員に加えて、同じ20人の補佐委員を加え委員会が運営される⁽⁷⁾。県の施設部長、取引物価部長も委員会に出席する(第30条)。

(4) 商業都市計画委員会の決定のための基本原理

この委員会は、本法第1条、3条、4条に規定される基本原理に従って決定を下さねばならないとされている（法第28条第2項）。

法第1条は、事業を行なう自由および意思は「明白かつ誠実な競争の枠内においてこれを行使せねばならない」とし、商業および手工業は生活の質の改善、都市生活および農村生活の再生に貢献し、かつ、国民経済の競争力を増大させなければならないと規定している。さらに、公権力は「流通の新しい形態の発達が小規模企業の倒産および商業設備の過剰を招くことを阻止しなければならない」とし、また商業および手工業の発展が独立した企業であると集団化または統合された企業であるとを問わず、すべての企業形態の成長を可能ならしめるように配慮しなければならない」と定めている。以上第1条のほとんどすべてを引用したのは、ロワイエ法の制定の理由、運営の基準、中小商業の保護の反面にその任務と限界を示し、競争秩序の維持・発展を求め、すべてに均衡のとれた方向が明示されているからである。

法第3条は、商業企業の設立が地域計画、再開発、集団化、地域開発に適合的でなければならないとし、また法第4条は、公権力が生産性および競争力を高め顧客に利益を享受させるような商業（手工業）の集団化、共同事業化を促進せねばならないとしている。これら第1条、第3条および第4条の原則が、商業都市計画委員会の許可を支えるか否かの決定のための基本原理となる。

(5) 審査期間（第32条）

県の商業都市計画委員会は、申請を受理した日から数えて3カ月以内に決定を下さねばならない。この期間が経過した後（なお許可が与えられない時は）許可は与えられたものとみなされる。

(6) 2段階制（第32条、第33条）

県の商業都市計画委員会の決定は、知事、委員の3分の1または申請人の申立てによって、その通知を受けてから2カ月以内に商業・手工業大臣に対する不服申立ての対象とすることができる（第32条）。

商業・手工業大臣は商業都市計画国家委員会の意見を徴し（この委員会が諮問機関であることに注目したい）、3カ月以内に決定を下す。

さて、この商業都市計画国家委員会の構成は、第33条で、

(i) 国民議会（下院）5名、元老院（上院）4名の割合での計画地域選出

の代表……………9名

(ii) 商業および手工業の代表……………9名

(iii) 最も代表的な消費者団体が指名する消費者代表……………2名

の計20名とし、商業・手工業大臣が主宰すると規定している。

この2段階の商業都市計画委員会がどのような決定を下したかを、次の表1-1でみよう。

1975年は県段階でも許可が却下を上廻り、国段階では74年、75年ともに許可が却下をかなり越えてはいるが、兩年を例外として以後却下が大幅に許可を上廻っている。とりわけ県の商業都市計画委員会での許可は面積量で見ると、許可・却下合計の4分の1程度に過ぎず、きわめてきびしい。国の委員会は商業・手工業大臣の諮問機関であり、大臣は県委員会段階での決定の誤りを救済する役割をもつが、それでも76年以降は許可の件数は多いものの許可を得た面積は却下に較べて非常に少ない。

表1-1 商業計画委員会の許可・却下件数と面積

	県				国			
	許 可		却 下		許 可		却 下	
	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積
1974	233	920,674	212	1,267,993	277	1,188,345	168	1,000,322
1975	196	676,529	136	636,591	216	715,577	116	597,535
1976	224	666,475	177	808,882	244	657,556	157	817,801
1977	136	386,229	187	904,338	155	380,366	168	910,201
1978	112	316,530	167	920,206	169	466,791	110	769,945
1979	145	387,894	184	895,454	218	552,773	111	730,575
1980*	79	261,003	93	438,804	84	233,940	88	465,867
計	1,125	3,615,326	1,156	5,872,268	1,363	4,195,348	918	5,292,246

（出所）商業・手工業省商業法規課長M.ルドゥー氏の資料。

（注）* 1980年は8月迄。

県商業計画委員会を見ると、さきに記したように、委員の構成は20名、このなかで商業に関して十分な知識と利害関係をもつ者は県商工会議所またはその他の商工団体の任命する9名の委員であるが、9名の内、百貨店とバラエティストアを代表する者1名、チェーンストアまたは消費者協同組合を代表する者1名であって、仮りに両者を合わせても9名中の2名の少数者である。大型店の側の新設・増床の要望は、容認されにくい構成となっている。さらに新設または増床計画をもつ小売業の業態によっては、この大型店とチェーン店の2名の少数者委員の一致すら難しいのではなかろうかと思う。次の表1-2を見られたい。

1974年から79年に至る間の小売業態別の許可・却下の状況を見ると（面積は許可・却下の合計を100として、各々の割合を括弧内で下に表示する）、次のとおりである。

- (i) 建築申請はハイパーマーケットが最も多く、小売店舗・陳列場がこれに次ぎ、第3に家具・電気・台所用品店が続いている。百貨店は増床が

表1-2 小売業態別県・国の許可・不許可数（1974～1979年計）

	県				国			
	許可		却下		許可		却下	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
スーパーマーケット	C 174	266,203	186	385,993	220	379,650	141	274,746
	E 56	(40.8)	97	(59.2)	111	(58.0)	42	(42.0)
ハイパーマーケット	C 117	718,150	422	2,472,901	143	860,510	395	2,328,341
	E 46	(22.5)	71	(77.5)	67	(27.0)	39	(73.0)
百貨店	C 18	162,999	21	121,583	22	186,788	17	97,794
	E 22	(57.3)	1	(42.7)	22	(65.6)	1	(34.4)
家具・電気 台所用品店	C 248	701,404	184	570,459	280	806,292	152	465,571
	E 143	(55.1)	43	(44.9)	154	(63.4)	32	(36.6)
バラエティストア	C 17	91,617	9	27,522	21	96,399	5	22,740
	E 49	(76.9)	8	(23.1)	52	(80.9)	5	(19.1)
小売店舗・ 陳列場		1,036,600		1,436,488		1,210,279		1,262,809
		(41.9)		(58.1)		(48.9)		(51.1)
他の専門店		377,350		418,518		421,490		374,378
		(47.4)		(52.6)		(53.0)		(47.0)
計		3,354,323		5,433,464		3,961,408		4,826,379
		(38.2)		(61.8)		(45.1)		(54.9)

（出所）表1-1と同じ。

（注） Cは新設，Eは増床。